

新しい公共支援事業の成果等報告
(都道府県が実施した支援事業分 (ただし、委託業務分を除く。))

1. 成果等報告

| | | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 事業名 | 平成 2 4 年度つなぎ融資への利子補給事業 | |
| 事業の種別 | <input type="checkbox"/> 活動基盤整備支援 <input type="checkbox"/> 寄附募集支援 <input type="checkbox"/> 融資円滑化支援 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 (複数回答可) | |
| 都道府県名 | 宮崎県 | |
| 実施期間 | 平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日～平成 2 5 年 3 月 3 1 日 | |
| 業務内容 | <p>行政機関 (国、都道府県又は市町村) から受託した業務の実施に際して、金融機関等のつなぎ融資を受けている N P O 等に対して、当該融資に係る利子に相当する金額を交付することにより N P O 等の負担を軽減し、新しい公共の拡大と定着を図る。</p> <p>1 支援対象者 次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>① 宮崎県内に事務所を有する N P O 等</p> <p>② 宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会において、支援対象者として選定された者</p> <p>③ 平成 2 4 年 4 月 1 日以降に、国、都道府県又は市町村の行政機関から業務を受託し、かつ、委託料の支払いが精算払となる場合に、業務の実施に際して必要な資金を金融機関等からの融資により調達する者</p> <p>④ 県税に滞納がない者</p> <p>⑤ 宮崎県暴力団排除条例 (平成 2 3 年条例第 1 8 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者に該当しない者</p> <p>2 利子補給金の額 融資に係る利子として実際に支払った利子額 (年利 2 パーセントを上限)</p> <p>3 補給対象となる利子 平成 2 5 年 3 月 3 1 日までに発生する利子</p> | |
| 得られた成果及び自己評価 | <p>宮崎県 N P O ポータルサイトへの掲載及び N P O 法人に個別に周知したが、応募及び問い合わせはなかった。行政からの委託料の概算払が進んでおり、つなぎ融資を調達すること自体がほとんどないことが要因と考えられる。</p> | |
| 評価ランク | <input type="checkbox"/> S : 特に優れた成果が得られた <input type="checkbox"/> A : 優れた成果が得られた <input type="checkbox"/> B : 一定の成果が得られた <input type="checkbox"/> C : 限定的であるが成果が得られた <input checked="" type="checkbox"/> D : 成果が得られなかった | |

2. 添付書類

宮崎県つなぎ融資利子補給金交付要綱

宮崎県つなぎ融資利子補給金交付要綱（新しい公共支援基金事業）

平成23年8月25日
総合政策部
生活・協働・男女参画課

（趣旨）

第1条 県は、NPO等の自立的活動を支援するため、予算で定めるところにより、行政から受託した業務の実施に際して金融機関等のつなぎ融資を受けるNPO等に対し当該融資に係る利子に相当する金額（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) NPO等 特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織及び協同組合等の民間非営利組織
- (2) 金融機関等 日本政策金融公庫、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、NPOバンク等
- (3) 行政 国、都道府県又は市町村の行政機関

（支援対象者）

第3条 この要綱で利子補給金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宮崎県内に事務所を有するNPO等であること。
- (2) 知事に新しい公共支援基金事業支援申請書（別記様式第1号）を提出し、宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会において、支援対象者として選定されていること。
- (3) 行政から業務を受託し、かつ、委託料の支払が精算払である場合に、業務の実施に際して必要な資金を金融機関等からの融資により調達する者であること。
- (4) 県税に滞納がないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

（利子補給金の交付額）

第4条 利子補給金の交付額は、第3条第3号の融資に係る利子として、行政から業務を受託した年度の3月31日までに発生した金額とする。ただし、年利2パーセントを上限とし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（利子補給金の交付の申請）

第5条 支援対象者は、行政から委託料の支払を受けた日から起算して30日以内に利子補給金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 金融機関等との融資契約書の写し
- (2) 金融機関等が発行する利子支払額証明書
- (3) 宮崎県税の納税証明書

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、利子補給金の交付決定の通知を受領した日から起算して7日を経過した日とする。

(利子補給金の交付方法)

第7条 この利子補給金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項に規定する実績報告は、実績報告書に宮崎県つなぎ融資利子補給金成果等報告(別記様式第2号)を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は利子補給金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行し、平成23年度の予算に係る宮崎県つなぎ融資利子補給金から適用する。

別記

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

（団体・組織名）

代表者の役職名及び氏名

印

新しい公共支援基金事業支援申請書
（つなぎ融資への利子補給分）

新しい公共支援事業について、以下のとおり支援を申請します。

1 支援申請者情報（該当する にチェック、以下同様）

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 団体の種類 | 特定非営利活動法人 公益法人 社会福祉法人 学校法人 地縁組織 協同組合 その他 （ ） 任意団体（法人格なし） |
| 団体・組織名 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 本件の担当者氏名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |
| ホームページ | |
| 団体設立年月日 | 西暦 2000年 00月 00日 |
| 法人設立登記年月日 | 西暦 2000年 00月 00日 |
| 活動目的 | |
| 主たる活動範囲 | 市区町村内（ ） 都道府県内 複数都道府県内（ ） 全国 海外 |
| 会員数（社員総数） | |
| 事務局体制 | 有給常勤（ ）名 有給非常勤（ ）名 無給常勤及び無給非常勤（ ）名 |
| 収入総額 | 直近の事業年度（ ）百万円 （西暦 2000年 00月 ~ 2000年 00月） |

2 支援申請事業情報

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 受託業務（予定） 名 | |
| 受託業務の内容 | |
| 委託者（部局名） | 国（ ） 都道府県（ ） 市町村（ ） |
| 受託業務期間 | 西暦 2000年 00月 00日 ~ 西暦 2000年 00月 00日 |
| 契約日 | 西暦 2000年 00月 00日 |

3 支援対象者としての要件等の確認（自己申告）

下記の事項に該当することを申告する。

特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織・団体等又はこれらの組織・団体等のうち、複数の組織・団体等が構成メンバーとなり、連携、協働して形成する一の組織・団体等であること。

著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施している組織・団体等ではないこと。

宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的とする組織・団体等ではないこと。

暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

新しい公共の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。

新しい公共が目指す社会の実現のために、市民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。

資金及び活動面において自立のための支援を必要としていること。

情報開示がなされていること、又は支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。

継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。

定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること、又は支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。

予算及び決算書が既に整備済み 今後予算及び決算書を整備予定（2000年 00月頃整備予定）

4 情報開示の状況（標準開示フォーマットによる情報開示の状況及び予定）

既に開示済み

今後開示予定（2000年 00月頃開示予定）

5 財務報告の状況

理解しやすい財務報告であることを申告する。（自己申告）

今後、財務報告を改善する予定（2000年 00月頃までに改善する予定）

6 都道府県による情報開示及び運営委員会の評価への協力等

今後、以下の事項を誠実に実行することとする。

ア 実施要領第4の8に基づく報告、自己評価及び運営委員会による第三者評価への協力

イ 実施要領第5の2の(4)に基づく利子補給を受けようとする場合、当該規定に基づく報告及び申請

ウ 実施要領第5の2の(4)に基づく利子補給を受けた場合、第4の13の(2)に基づく検査への協力

エ 実施要領第5の7の(2)に基づく調査への協力

7 添付書類

- (1) 団体の概要、活動内容がわかる書類（任意様式）
- (2) 法人の目的等についての申出書
- (3) 受託した業務契約書の写し
- (4) 受託した業務の概要

様式第 2 号 (第 8 条関係)

宮崎県つなぎ融資利子補給金成果等報告

| | | | |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--|
| 受託業務名 | | | |
| 支援対象者名 | | | |
| 委託機関名 | | | |
| 受託した業務 内容 | | | |
| 利子補給額 | | 利子補給金の支給 時期 | |
| 融資額及び 融資条件 | | | |
| 得られた成果 及び自己評価 | | | |
| 評価 ラン ク | <p>S : 特に優れた成果が得られた。 A : 優れた成果が得られた。 B : 一定の成果が得られた。 C : 限定的であるが成果が得られた。 D : 成果が得られなかった。</p> | | |